府令・省令

○内閣府令・総務省令・文部科学省令第二号

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十五号）の施行に伴い、並びに地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十一条第一項及び第二項並びに第百四十一条の二並びに第百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十二年六月二十九日

内閣総理大臣　菅　直人
総務大臣　原口　一博
文部科学大臣　川端　達夫

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

第九十一条第二項中「有するもの」を「有する者」に改め、「被扶養配偶者みなし組合員期間を有する者となつたものを含む」を「被扶養配偶者みなし組合員期間を有する者を含む」に改める。

第百十五条の二第一項中「法第七十条の二第一項」の下に「（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条に次の一項を加える。

4　法第七十条の二第二項の規定により育児休業に係る子が一歳に達した日後も育児休業手当金の支給を受けようとする者は、その者の配偶者が当該育児休業に係る子の一歳に達する日以前のいずれかの日において育児休業をしていることを証明する書類を組合に提出しなければならない。

第百六十四条の三第一項第四号中「及び同法第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる」を「若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる」に改める。

第百六十四条の四第一項第四号中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成三年労働省令第二十五号）第三十四条第一項第一号の短時間勤務の制度の適用を受ける」を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十三条第一項に規定する所定労働時間の短縮措置を受けた」に改める。

第百七十九条の二第一号中「、同法第二十三条第一項に規定する育児休業の制度に準ずる措置若しくは勤務時間の短縮等の措置を受けている者又は同法第二十四条第一項に規定する育児休業の制度に準ずる措置若しくは勤務時間の短縮等の措置」を「又は同法第二十三条第一項に規定する所定労働時間の短縮措置若しくは同条第二項に規定する育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは始業時刻変更等の措置若しくは同法第二十四条第一項各号に定める制度若しくは措置に準じて講ずる措置」に改める。

附　則

この命令は、平成二十二年六月三十日から施行する。

省　令

○総務省令第七十二号

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十二年政令第四十号）の施行に伴い、並びに地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第七十条の二第一項、第百十四条の二第二項及び第百四十四条の三第一項の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月二十九日

総務大臣　原口　一博

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条の五の三中「法第七十条の二第一項」の下に「（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

第二条の七の二第二号中「及び同法第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる」を「若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる」に改める。

第二条の七の三を次のように改める。

第二条の七の三　削除

第十二条の五第一号中「育児休業の制度に準ずる措置若しくは勤務時間の短縮等の措置」を「所定労働時間の短縮措置若しくは同条第二項に規定する育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは始業時刻変更等の措置若しくは同法第二十四条第一項各号に定める制度若しくは措置」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年六月三十日から施行する。

○総務省令第七十三号

商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十四号）の一部の施行に伴い、及び住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の八十の項の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月二十九日

総務大臣　原口　一博

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第八十六項中第十七号を第二十一号とし、第十三号から第十六号までを四号ずつ繰り下げ、第十二号中「若しくは」を「又は」に改め、同号を第十六号とし、第六号から第十一号までを四号ずつ繰り下げ、第五号中「商品取引所法」の下に「第九十六条の三十一第一項、」を加え、「若しくは」を「又は」に改め、同号を第九号とし、第四号の次に次の四号を加える。

五　商品取引所法第九十六条の十九第一項の認可の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査

六　商品取引所法第九十六条の十九第三項（同法第九十六条の二十五第四項及び第九十六条の三十一第四項において準用する場合を含む。）の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

七　商品取引所法第九十六条の二十五第一項又は第三項ただし書の認可の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査

八　商品取引所法第九十六条の二十八第三項又は第九十六条の二十九の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

附　則

この省令は、平成二十二年七月一日から施行する。

○財務省令第四十三号

国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第六十八条の二第一項及び第百二十七条の規定に基づき、国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月二十九日

財務大臣　野田　佳彦

国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第百十一条の二第一項中「第六十八条の二第一項」の下に「（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）」を加え、同条第二項第一号中「第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる」を「第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置及び同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる」に「次号」を「以下この条」に改め、同条に次の二項を加える。

3　前項第一号に定める場合に該当する場合において法第六十八条の二第一項の規定により育児休業等に係る子の一歳に達する日の翌日から一歳六か月に達する日までの期間について育児休業手当金の支給を受けようとするときは、第一項の規定の適用については、同項中「証拠書類」とあるのは、「証拠書類並びに次項第一号に定める場合に該当することを証明する証拠書類」とする。